

ロンドン事務所

【総選挙で保守党と自由民主党の連立政権誕生】 英国

英国では 2010 年 5 月 6 日、総選挙が実施された。総選挙の日程については様々な憶測が広まっていたが、大方の予測通り、地方選挙と同日に実施された¹。更に、これも多くの人が予測した通り、ゴードン・ブラウン首相率いる労働党は、最大政党の座を保守党に奪われ、1997 年から 13 年続いた労働党政権は終焉を迎えることになった。労働党は、1997 年 5 月の総選挙で、トニー・ブレア党首(当時)のもと、地滑り的大勝利を収め、更に 2001 年及び 2005 年の総選挙でも過半数の議席を獲得し、政権を維持してきた。その後の 2007 年 6 月、それまで財務相を務めていたゴードン・ブラウン氏が、ブレア氏の後を継いで労働党党首及び首相に就任した。

ブラウン首相は、今回の選挙結果を受け、投票日の数日後、労働党党首及び首相の座を退く意向を明らかにした。現在、労働党は党首選を実施しており、新党首が決定するまで、ハリエット・ハーマン副党首が党首代理を務めている。労働党の党首選では、(1)労働党員、(2)労働党の下院議員及び欧州議会議員、(3)労働党に加入している労働組合の組合員の 3 つのグループが投票権を有している。投票結果は、9 月下旬に実施される労働党の年次総会で明らかにされる。

前述のように、保守党は今回の選挙で第一党となったものの、獲得議席は 306 議席に留まり、過半数(326 議席)には届かなかった。保守党は、投票結果判明後、数日間にわたり、第 3 党の自由民主党と協議を重ね、両党が連立政権を樹立することで合意に達した。保守党のデービッド・キャメロン党首は 5 月 11 日夕、エリザベス女王からの組閣の要請を受け、首相に就任した。自由民主党からはニック・クレグ党首が副党首に任命されたほか、更に 4 議員が閣僚職を得た(閣外大臣及び政務次官²を含めると、大臣職を得た自由民主党議員は 20 名に上る)。

両党は、それぞれの選挙マニフェストを基に、政治改革及び経済安定化政策などを含む政策プログラムについて協議し、5 月 20 日、「連立政権： 新政権政策プログラム(The Coalition: our programme for government)」と題する政策文書を発表した。更に、5 月

¹ 「1972 年地方自治法 (Local Government Act 1972)」の規定により、英国の地方選挙は、毎年 5 月の第 1 木曜日に実施されることが定められている。今年にはイングランドの一部の自治体の選挙が実施された。詳しくは地方選に関する報告書を参照。

² 国務大臣 (Secretary of State)、閣外大臣 (Minister of State) に次ぐ最も位の低い大臣職。Parliamentary Under Secretary of State。

25 日には、国会の新たな会期が開会し、政府法案のリストを女王が読み上げる伝統儀式「クイーンズ・スピーチ」が行われた。

総選挙の結果

政党名	獲得議席数	議席数増減	獲得票数	得票率 (%)	得票率増減 (%)
保守党	306	+97	10,706,647	36.1	+3.8
労働党	258	-91	8,604,358	29.0	-6.2
自由民主党	57	-5	6,827,938	23.0	+1.0
民主統一党 (DUP)	8	-1	168,216	0.6	-0.3
スコットランド国民党 (SNP)	6	0	491,386	1.7	+0.1
シン・フェイン党	5	0	171,942	0.6	-0.1
ウェールズ国民党	3	+1	165,394	0.6	-0.1
社会民主主義労働党 (SDLP)	3	0	110,970	0.4	-0.1
緑の党	1	+1	285,616	1.0	-0.1
同盟党	1	+1	42,762	0.1	+0.0
アルスター保守党・ユニオニスト党連合 - 新しい力 ³	0	-1	102,361	0.3	-0.1
リスペクト党	0	-1	33,251	0.1	-0.1

参考：BBC

また、ノース・ヨークシャー県内のサースク・アンド・モールトン選挙区 (Thirsk and Malton) では、選挙キャンペーン中に候補者の一人が死亡したため、投票が5月27日に延期された。連立政権に参加している保守党と自由民主党はそれぞれ独自の候補者を立て、保守党の候補が当選した。

コミュニティ・地方自治省の大臣の顔ぶれ

政権交代により、新しいコミュニティ・地方自治相には、これまで保守党の幹事長を務めていたエリック・ピクルス議員が任命された。また、共に保守党所属のグラント・シャップス下院議員が住宅・地方自治担当閣外大臣に、グレッグ・クラーク議員が地方分権担当閣外大臣に就任した。これら大臣を補助する政務次官には、保守党のボブ・ニール議員

³ アルスター統一党及び北アイルランド保守党の連合。

及びジョーン・ハナム議員⁴、自由民主党のアンドリュー・スタネル議員が任命された。

【2010年地方選挙の結果】 英国

総選挙が行われた2010年5月6日、イングランドでは地方選挙も実施された。今年は、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドでは地方選は行われなかった。

選挙が行われたイングランドの自治体は、シティ・オブ・ロンドンを除くロンドンの32区（全議席を改選）、計36ヶ所に上る全ての大都市圏ディストリクト（3分の1の議席を改選）、20のユニタリー（3分の1の議席を改選）、76のディストリクト（69ヶ所が3分の1の議席を改選、残り7ヶ所が全議席を改選）であった。大都市圏ディストリクト及びユニタリーは一層性の自治体で、ディストリクトは日本の市町村にあたる基礎自治体である。また、4ヶ所の自治体で直接公選首長選挙が行われたほか、直接公選首長制度導入の是非を問う住民投票を実施した自治体も1ヶ所あった。

選挙結果

ロンドンでは、投票日が総選挙と同日であったため、投票率が例年より高かったことが労働党に有利に働き、同党は、過去10年間に最大政党の座を失った多くの自治体を奪回することができた。これらの自治体とは、選挙前の最大政党が保守党であったイーリング区、エンフィールド区、ハーロウ区、選挙前は「支配政党なし(no overall control)」であったブレント区、カムデン区、ハウズロウ区、イズリントン区、ルイシャム区、サザーク区、ウォルサム・フォレスト区であった。労働党はまた、既に最大政党となっていたロンドン内の自治体でも議席を伸ばし、バーキング・アンド・ダゲナム区及びニューアム区では全議席を獲得した。一方、保守党はリッチモンド・アポン・テムズ区で自由民主党から最大政党の座を奪うことに成功したが、これが、ロンドン内で同党が新たに支配政党となった唯一の自治体であった。

大都市圏ディストリクトでは、労働党が、「支配政党なし」だったドンカスター市で再び最大政党の座を得たほか、自由民主党が支配政党であったリバプール市及びコベントリー市を獲得した。自由民主党は更にシェフィールド市及びロッチデール市で、また保守党はバリー市及びノース・タインサイド市で最大政党の座を失い、これら4市はいずれも、「支配政党なし」との結果になった。また、ユニタリーについては、労働党が、「支配政党なし」だったハートルプール市で最大政党の座に返り咲いたほか、自由民主党が、「支配政党なし」だったポーツマス市を獲得した。

⁴ 上院議員であるため、「女性男爵(baroness)」の称号を持つ。

また、直接公選首長選挙が行われた4つの自治体では全て、現職候補が再選を果たした。当選した4人はいずれも、直接公選首長選挙制度がイングランドで導入された2002年から首長を務めている。これら4人の名前と自治体の名称は下記の通りである。

- ・ジュールズ・パイプ氏(ロンドン・ハックニー区長)
- ・スティーブ・ブロック氏(ロンドン・ルイシャム区長)
- ・ロビン・ウェールズ氏(ロンドン・ニューアム区長)
- ・ドロシー・ソーンヒル氏(ハートフォードシャー県ワトフォード市長)

付け加えると、同様に直接公選首長選挙を導入しているドンカスター市及びハートルプール市では、今回首長選挙は行われなかったが、両市の市議会は、これまで「支配政党なし」だったところ、労働党が最大政党となった。ドンカスター市長はイングランド民主党所属、ハートルプール市長は無所属であるため、これら2市では、市議会の最大政党と市長の政治的立場が異なるという状況が生まれることになった。

また、ロンドン東部のタワー・ハムレッツ区では、下院選挙、地方選挙の投票と同時に、住民の請願を受け、直接公選首長制度導入の是非を問う住民投票も実施された。結果は、賛成が6万758票、反対が3万9857票で、賛成票が過半数を占めた。投票率は62.09%だった。この結果を受け、同区では、今年10月に直接公選首長選挙が実施されることとなった。

2010年地方選の結果

政党名	獲得自治体数		獲得議席数	
	総数	増減	総数	増減
保守党	66	-8	3,447	-119
労働党	37	+15	2,945	+412
自由民主党	14	-3	1,714	-129
住民連合 ⁵	0	0	63	0
緑の党	0		35	-9
英国国民党 (BNP)	0	0	19	-27
自由党	0	0	12	0
英国独立党 (UKIP)	0	0	9	-4
独立健康問	0	0	8	-2

⁵ 住民連合とは、特定の地域の住民で構成される住民グループであり、地方議会に立候補者を擁立する場合もある。表で示された63人という数字は、イングランド各地の住民連合の当選者数合計である。

題党				
リスペクト党	0	0	4	-8
その他	0	0	286	-107

支配政党なし	45	-4	-	-
--------	----	----	---	---

参考：BBC

【新連立政権の地方自治政策など】 英国

新連立政権の政策文書

総選挙に関する報告書でも述べた通り、保守党と自由民主党の新連立政権は5月20日、「連立政権：新政権政策プログラム(The Coalition: our programme for government)」と題する政策文書を発表した。同文書の「コミュニティ・地方自治」の項では、冒頭で次のように述べられている。

「政府は、今こそが、中央政府から国民へ、根本的な権限の委譲が行われるべき時であると考える。我々は、地方分権を推進し、民主主義の理念に沿って、国民の行政への参加を促進する。我々は、地方自治体、地域コミュニティ、近隣社会、そして住民に新たな権限を委譲することにより、トップダウン式行政の時代に幕を引く考えである」

同文書に掲げられた新連立政権の地方自治政策は以下の通りである。

- ・地方財政制度の見直しを行う。
- ・「地域空間戦略(Regional Spatial Strategies)」⁶の策定を取り止め、住宅及び都市計画に関する決定権を、地域開発公社(RDAs)から地方自治体へ戻す。
- ・「インフラ施設建築申請検討委員会(Infrastructure Planning Commission)」⁷を廃止し、大規模施設の建築申請の承認・却下については、議会が監督を行うものとする。また、全国で統一の簡素化した建築許可申請制度枠組みを策定する。
- ・政府地域事務所(Government Offices)のロンドン事務所を廃止する。その他の政府地域事務所についても廃止を検討する。

⁶ 地域開発公社が、所轄地域における開発計画の長期的展望・指針を示すことを目的として策定する文書。

⁷ 「2008年都市計画法(Planning Act 2008)」の規定により、大規模施設の建築申請の審査及び承認・不承認の決定を行う目的で2009年10月1日に設置された独立の委員会。メンバーは中央政府が任命するが、政府の意向に左右されず独自に決定を下すことができる。

- ・地方自治体に交付される政府補助金の使途制限 (ring-fencing) を段階的に取り止める。地方自治体の住宅会計について更なる見直しを行う。
- ・イングランドの全ての地域において、カウンスルトックスの税率を 1 年間凍結する。加えて、自治体と協力のうえ、同税の税率の凍結期間を更に 1 年間延長する可能性について探る。
- ・イングランド内の 12 の大規模都市で直接公選首長制度を導入する。ただし、住民投票で同制度の導入が可決されることを条件とする。
- ・地方自治体に対し、法令で禁止されていない如何なる行動をも行うことができる法的権限を付与する。この権限は、「包括的権限 (general power of competence)」と呼ばれる。
- ・「2000年捜査権限規制法 (Regulation of Investigatory Powers Act 2000)」⁸で規定された権限について、軽罪担当裁判官 (magistrate) が同法で規定された権限の行使を自治体に許可した場合であって、自治体によるその権限の行使が重大な犯罪阻止のために必要とされる場合でない限り、地方自治体が行行使することを禁止する。
- ・地方自治体を選択できる行政形態として「委員会制度」⁹を復活させる。イングランドの地方議員の行動規範に関する委員会である「イングランド基準委員会」を廃止する。
- ・ノーフォーク県、サフォーク県、デボン県内の自治体のユニタリー化計画を中止する。イングランド内の災害通報センターを再編成し、政府地域事務所の管轄地域で分けた 9 地域に各 1 ヶ所ずつ設置するとの案を廃案にする。
- ・中央政府による自治体業務の監査規模を縮小する。自治体の業績評価制度である「包括的地域評価制度 (CAA)」を廃止する。
- ・自治体職員に対する高額給与の支払いについて、地方議会で採決に付することを可能にする。
- ・空き家住宅の利用法について更に検討する。住宅の共同所有スキームの利用を促進する。
- ・使用されていない農家の適正価格住宅 (affordable housing) への改装を奨励するプログラム「農場の家 (Home on the Farm)」を推進する。地域住民への適正価格住宅の供給増を目的とした新組織を設置する。

また、同文書の「行政の透明化」の項には、次のような政策が掲げられている。

⁸ 治安維持、犯罪防止などを目的として、公的機関が、通信の傍受、データの取得・開示、監視などの行為を行うことができる権限について規定した法律。

⁹ 「委員会制度」とは、地方議会の各委員会が執行機関として機能する行政形態である。「2000年地方自治法 (Local government Act 2000)」の施行以前は全ての地方自治体で採用されていた。現在同制度を採用できるのは、人口 8 万 5000 人未満の小規模自治体のみに限られている。

- ・全ての自治体に対し、議会の議事録及び公共サービス・業績に関するデータの公開を義務付ける。
- ・全ての自治体に対し、500 ポンドを超える支出の内訳の公開を義務付ける。また、同じく全自治体に対し、公共業務委託のための入札公告及び委託先企業と締結した業務委託契約書を全て公開することを義務付ける。

新政権による公共支出削減計画

ジョージ・オズボーン財務相は5月24日、財政赤字削減を狙いとして、2010会計年度中に実施する総額62億ポンドの公共支出削減計画を明らかにした。6月22日に予定されている緊急予算の発表に先立ち明らかにされた同計画には、省庁職員の採用凍結、複数の外郭団体の廃止のほか、地方自治体関連では以下のような内容が盛り込まれていた。

- ・中央政府から地方自治体に交付される2010年度分の「政策目的補助金」のうち、約17億ポンドについては、用途を限定しないものとする¹⁰。
- ・各地方自治体に交付される政府補助金を総額11億6500万ポンド減額し、政府全体で達成する計62億ポンドの歳出削減に貢献させる¹¹。
- ・「一般補助金」の削減は実施しない¹²。
- ・地域開発公社の事業のうち、地域の経済開発、経済成長への貢献度が比較的低いと判断される事業の実施を取り止め、2億7000万ポンドの支出削減を行う。
- ・今回発表した支出削減策の実施状況の監督を目的として、財務省首席財務大臣及び内閣府相が議長を務める委員会を政府内に設置する。委員会の名称は「効率性と改革(Efficiency and Reform)」である。

政府はまた、5月中旬、経済ジャーナリストのウィル・ハットン氏らに対し、公共部門職員の給与に関する見直し作業を委託したことを明らかにした。見直し作業は、財務省内で行われ、公共部門の全ての上級職員の給与について検討することになる。また、保守党の総選挙マニフェストで掲げられていた「全ての公共組織の上級職員の給与は、同じ組織で雇用されている職員の最低給与の額の20倍を超過しないものとする」との公約を実施するための最も良い方法について検討するほか、公共部門における上級職員の雇用、優れた人材の維持などの点についても取り上げる見込みである。見直し作業の結果報告書は、今年末までに政府に提出される。

¹⁰ 「政策目的補助金(Ring-Fenced Grants)」とは、本来は用途が限定された補助金であり、国の優先施策や特定の事業の実施を目的として交付される。

¹¹ 「奨励的補助金(Unfenced Grants)」などで構成される「特定補助金(Specific Formula Grants)」から総額11億6500万ポンドが減額される。

¹² 「一般補助金(Formula grant)」は、用途が限定されない「地方交付金(Revenue Support Grant)」及びビジネス・レイトの配分金などで構成される。今年度の「一般補助金」の交付額は総額290億ポンドである。

国会開会と政府法案発表

公共支出削減計画の発表に続き、5月25日、ロンドン・ウェストミンスターの国会議事堂内で国会の開会式が行われ、新連立政権のもと、新たな国会会期が始まった。開会式では、今回の審議期間中に審議予定の政府法案のリストを女王が読み上げる伝統儀式「クイーンズ・スピーチ」が行われた。

なお、国会の会期 (term) とは、総選挙から次の総選挙までの期間を意味する。国会の審議期間 (parliamentary year, session) は、通常 11 月中旬～12 月初旬に始まり、翌年秋に終了する。余程短命の政権でない限り、一回の会期は数回の審議期間に分けられる。しかし今年、総選挙後に新たに国会が開会したため、日程が通常とは異なり、今回始まった審議期間は、来年秋まで継続される。そのため、次にクイーンズ・スピーチが行われるのは、2011 年の 11 月中旬～12 月初旬となる。

今回のクイーンズ・スピーチでは、合計 22 の法案が発表され、それらのうち、地方自治及び地方分権に関する法案は以下の通りであった。

- ・「アカデミー法案 (Academies Bill)」 — 地方自治体の管理下にない公立校である「アカデミー」の数を増加させることを目的として、イングランド内の全ての公立校が「アカデミー」への移行を申請することを可能にする。
- ・「地方分権・地域主義法案 (Decentralism and Localism Bill)」 — 地方自治体に対し、法令で禁止されていない如何なる行動をも行うことができる法的権限として「包括的権限」を付与する。都市計画、住宅に関する決定権を地域開発公社から地方自治体へ戻す。
- ・「地方自治法 (Local Government Bill)」 — デボン県エクセター市及びノーフォーク県ノリッジ市のユニタリー化を目的とした命令 (Order) を無効とする¹³。
- ・「警察改革・社会的責任法案 (Police Reform and Social Responsibility Bill)」 — 各警察組織で、警察業務の監視、優先事項の決定などに責任を有する新たなポストを創設し、住民の直接選挙で選出された者を配置する¹⁴。
- ・「公的組織法案 (Public Bodies Bill)」 — 複数の外郭団体を廃止すると共に、外郭団体の権限を制限する。

クイーンズ・スピーチで発表された法案にはその他にも、国会会期を原則的に 5 年間で固定させることを提案する「国会改革法案 (Parliamentary Reform Bill)」などが含まれ

¹³ 「命令」とは、二次立法 (secondary legislation) の一つである。

¹⁴ 政府は、現在のところ、この新たなポストを「警視総監 (commissioner)」との名称で呼んでいるが、役職名は今後、変更される可能性がある。

ていた。現制度下では、国会会期は最長で5年と定められており、5年を待たずとも首相の意向で解散できる。同法案が立法化されれば、次の総選挙の実施は2015年5月となる。

【ドイツにおける PPP の状況】 ドイツ

1992年から、地方自治体が行う投資の総額が下がり始め、2004年まで減少が続いた。2004年の時点では、旧西ドイツ地域では1992年との比較で、公共事業、資産取得のための地方自治体の投資水準は32%減少し、旧東ドイツ地域では、52%減少した。その後、2008年までは多少増加があったが、現在でも、資産の減価償却の総額が、投資額を上回っている。すなわち、地方自治体は引き続き投資が低水準で推移し、長期的には資産を減らすこととなる。現存のインフラは老朽化している。

投資の減少要因はもちろん多くの地方自治体が抱えている財政赤字にある。自主財源が減少し、投資するための補助金がなくなり、あるいは新しい借入れを確保することが困難になっている。地方自治体にまだ売却できる資産が残っていても、その売却から得られた利益は、投資のためではなく、赤字の補填のために使われることがほとんどである。連邦政府、一部の州政府、そして民間企業、特に建築業界や銀行業界では、「公共部門と民間部門のパートナーシップによる事業」、いわゆる「PPP」を、他では実現できない事業を実現するための方法として2000年ごろから推進してきた。連邦政府、またその理念を支持する一部の州も、特別推進本部を設置し、手本を示すために、調査を発注するなどの支援策を講じている。連邦政府のPPP特別推進本部は、連邦交通建設都市問題省内に2004年に設置され、2009年2月まで活動した。また、2008年11月には、連邦交通建設都市問題省、連邦財務省および10州、82地方自治体ならびに80以上の企業の投資により、共同企業が設立された。その企業は、「パートナーシップ・ドイツ Partnerschaften Deutschland」という名称で、独立した立場から、事業の計画、設立、管理について、公共部門に対して助言や支援を提供することを使命としている。なお、全国でのPPP事業のデータを収集するデータベースは、依然として連邦交通建設都市問題省の管轄の下にある。

現在のPPP事業についての考え方は、開始当時とは変わってきており、事業の期間全体を考慮に入れることとなった。すなわち、計画の段階から始め、建設と運営・管理を通じ、場合によっては撤去まで視野に入れることとされている。期間全体を対象とすることで、運営・管理費用の費用対効果を最大にすることを目指す。運営・管理費は最初の建設投資より高くつくことが多いためである。特に現存の施設の改築・更新を目標とする事業はそうなりがちである。

基本的には PPP は次の二つのカテゴリーで成功する可能性が高い。

- ① 新しいサービスや施設を利用するために、市民や企業が料金を払う余地がある事業で、新しい収入源が見込めるもの。例として、新設トンネルを有料化し、利用者が予測通りの数で利用した場合、必要な財源が確保できる。この場合、PPP を使うかどうかは、経済的問題というよりも法的・政治的な問題である。しかしながら、このようなケースはそれほど多くない。
- ② 将来にわたって需要がある既存の施設の更新と改築。この場合、投資のための補助金や委譲金が PPP のために使われることが重要であるが、最初の投資だけでなく、運営・管理のための費用も計算に含む必要がある。地方自治体が運営費を捻出できなければ、根本的な問題が生じ、PPP も解決策とはならない。

2005 年に、ドイツ都市研究所 (DifU) がドイツにおける初めての全国 PPP 調査を実施した。その結果、ドイツでは PPP は 2000 年頃から開始されたが、事業の対象は主に学校であった。最初の調査の 4 年後の 2009 年には、新たに最新の PPP 実施状況を調査し、人口 1 万人以上の都市はすべて、それより小規模の市町村については代表的な一部、そして連邦政府および全部の州政府を調査対象とした。その結果、調査時点で 101 件の PPP 事業が、地方自治体で実施中であることが分かった。大都市では、二つまたは三つの事業が同時に進められていることもあるが、多くの市町村では一つの事業のみに取り組んでいることが普通である。

調査の対象のうち「インフラ PPP 事業」に含まれるものの中では、学校が 28%、スポーツ・レジャー・観光施設が 27% を占める。また、一般行政のための建物は 15%、交通施設が 10% である。

2009 年度の調査では、PPP 事業の多少の減少傾向が見られる。2007 年と 2008 年に完了した PPP 事業は、共に 11 件であった。PPP 市場の停滞は、主に PPP の見方が変わってきたところにあると説明されている。PPP は、財政難の時にインフラ事業を実施するための手法という観点から、事業全体の期間を視野に入れることで、投資資金に対して最もよい費用対効果を生み出し、効率を上げる手法として見直されたためである。また、地方自治体の財政状況が、世界的金融危機が発生するまでの 2007 年と 2008 年の 2 年間は、改善傾向を示し、PPP 以外の財源調達が行われていたことも考えられる。また、その後財政危機となり、地方自治体は連邦政府の早期の経済支援政策によって可能となった投資計画に追われた。また、銀行の危機でもあったため、民間金融機関は PPP に対してより慎重になっていた。全体的にこの 2 年間で PPP を巡る背景は大きく変わっている。

地方自治体の PPP 担当者は、PPP 事業の開発、実施過程および結果について、全般

的には満足しているという調査結果も出ている。満足度と、PPP 事業に対して設定された効率や質に対する目標の達成とは、密接なつながりがある。ほとんどのケースでは、設定された目標が達成されているが、一方で期待を上回る場合だけでなく、下回る場合もあった。興味深い点として、経済的な効率の目標を達成するのは、質に関する目標を達成することより容易であることが調査で明らかとなったことが挙げられる。また、PPP 事業の 4 分の 1 は、ある段階で真剣な問題を抱えたことも判明した。特に契約書の作成、リスクを明白にすること、そしてそのリスクの責任をどのように参加組織に振り分けるかという三つの PPP 事業に必要な作業には困難を伴う。

PPP 事業を成功に導くためには、いくつかの要素に十分配慮する必要がある。調査に答えた連邦政府、州政府および地方自治体の担当者によれば、それは以下の分野である。

- ① 現在のサービス提供能力を正しく判断し、需要を正確に把握した上での計画作業
- ② 実行可能性の調査やそれに基づく計画作業がきちんと実施されること
- ③ 高質の事業管理 (Project Management)
- ④ すべての関係者の間のコミュニケーションが緊密にとれていること

逆に、うまくいかない危険性は主に以下の要素によるものである。

- ① 契約が不完全であること
- ② 目指す結果や目標を変更することを受け入れるための十分な柔軟性がないこと
- ③ 公共部門によるコントロールを失うこと。

地方自治体で現在計画中または執行中の PPP 事業の総額は、今後の 5 年間で約 84 億ユーロであり、連邦及び州政府による PPP 事業は 58 億ユーロに上る見込みである。

参照

‘Demo’ Monatszeitschrift für Kommunalpolitik, “Die Ergebnisse erscheinen sehr eindeutig”

<http://www.demo-online.de/content/die-ergebnisse-erscheinen-sehr-eindeutig>

DifU-Berichte 1-2/2005 “PPP als Lösung der kommunalen Investitionskrise?”

<http://www.difu.de/publikationen/difu-berichte-1-22005/ppp-als-loesung.html>

DifU Pressemitteilung 1.2.2010, “PPP Projekte in Deutschland 2009”

<http://www.difu.de/presse/2010-02-01/ppp-projekte-in-deutschland-2009.html>

Federal Ministry of Transport, Building and Urban Management on PPP

http://www.bmvs.de/Bauwesen/-_1521/Oeffentlich-Private-Partnersch.htm

Rede von Dr. Jörg Christen, Leiter Task Force

http://www.bdu.de/dienstgebrauch.html?fuseaction=page.content&s_kurzname=artikel_id_1776

Website Partnerschaften Deutschland

<http://www.partnerschaften-deutschland.de/wer-wir-sind/>

【ノルトライン・ヴェストファーレン州の州議会選挙】ドイツ

2010年5月9日、ノルトライン・ヴェストファーレン州の州議会選挙が実施された。同州は、人口1800万人でドイツの広域州の中で最も人口が多い州であり、もし欧州共同体の中の独立した国だったと仮定すると、8番目に大きい国としてランク入りすることになる。ライン川とルール川を境とする「ルール地方」は、100年以上前から重工業地帯として有名であったが、現在でも人口500万人を超える人口密集地である。しかしながら、炭鉱や鉄鋼業の衰退によって、産業構造が大きく変わりつつある。重工業の代わりに、環境・バイオ技術、コンピューターのソフト開発などの知識産業、またメディアや運送技術などの第三次産業が発展中であるが、産業構造の変化は絶えることなく現在も続いており、多くの地方自治体では失業、財政難や人口減少に悩まされている。

また、ノルトライン・ヴェストファーレン州では人口構造も多様である。人口の4分の1は、「移民背景を持つ」カテゴリーに入る。そのカテゴリーには様々な人が含まれており、自らドイツへ移住し、現在も外国国籍を持っている「外国人」や亡命者もそこに含まれている。しかし、実際のところは、ドイツ国籍を持つ住民であるが、親または祖父母が過去のある時点でドイツに移住したという人が一番多い。また、旧ソ連や東ヨーロッパ諸国で先祖代々ドイツ人であった人で、ドイツへ移住する権利を持っている「後期帰還移住者 Spätaussiedler」である住民も、同州には約80万人いる。

ノルトライン・ヴェストファーレン州の選挙動向は、連邦政治への影響も大きい。過去にも州選挙が連邦政治を左右したことがあったが、今回の選挙も大きな意味合いを持っていた。ほんの7ヶ月前に政権を握ったばかりのキリスト教民主党(CDU)と自由民主党(FDP)の連立政権に対する試練であり、また、州議会選挙の結果は連邦参議院の構成にも影響するからである。選挙前には、連立政権は紙一重で連邦参議院の多数を持っていたが、選挙結果によってはこれがどうなるか予断を許さなかった。

選挙前の州政府は、連邦政府と同じ CDU/FDP の連立政権であった。州首相のリュトガーズ氏は CDU であり、主な野党は、クラフト女史が指導する社会民主党 (SPD) であった。

選挙の結果は、政権構成を難しくする事態に終わった。CDU は、最大政党としての立場を守ることはできたが、得票率は 34.6% のみで、2005 年の 44.8% と比べて、10.2 ポイントの減少となり、州選挙においては、歴史上最も低い得票率となった。SPD の得票率は 34.5% で、CDU とほぼ同率であったが、それでも 1950 年の州選挙以来の最も低い得票率となり、2005 年の SPD 得票率の 37.1% と比べて、2.6 ポイントの減少であった。

CDU と SPD は「大政党」あるいは「民衆政党」とも呼ばれるが、その他の政党は「小さい政党」と呼ばれることが多い。今回の州選挙においては、小さい政党が最も得票率を伸ばし

た。緑の党は、2005年には6.1%の得票率であったが、2010年には12.2%となり、得票率を2倍にした。ドイツの国政に新たな勢力として発展している「左の党」は、2005年の3.1%の得票率から5.6%まで伸びた。自由民主党(FDP)は、0.5ポイントだが得票率を伸ばし、2005年の6.2%から6.7%となった。「左の党」は、これによって初めて州議会に議席を獲得し、11議席を占めることとなった¹⁵。FDPは13議席となり(改選前12議席)、「緑の党」は23議席(同11議席)となった。一方、SPDは67議席(同74議席)を獲得、そしてCDUがSPDと同数の67議席であるが、改選前は89議席であったため、22議席を失ったこととなり、大きな打撃を受けた。2005年の選挙では、州議会の議席数は181に改正されたが、選挙制度が選挙区選挙と全州の比例代表選挙の混合制度であるため、比例を保つために政党に与えられる「過剰議席」が出る可能性が比較的高い。2005年では、州議会は過剰議席を含め、187議席で構成されていたが、2010年の選挙後の議会では、過剰議席がでなかったため、181議席の指定数となった。

このように州議会は5政党の議員が議席を獲得し、はっきりとした多数政党がない上、今まで通常であったCDU/FDPやSPD/「緑の党」の連立についても、十分な合意が得られない状況となった。このため、選挙後一ヶ月が経った現在でも、連立政権を成立させることができない状態である。CDU、SPD、FDPそして「緑の党」には、「左の党」に関して慎重な態度を取る議員が多い。すなわち、「左の党」は、政権参加ができない政党であるという見方が多い。というのも、ノルトライン・ヴェストファーレン州の「左の党」の議員には、東ドイツ地域の左派とは違う見方やイデオロギーを持つ人たちがいる。東ドイツ地域では、旧ドイツ社会主義統一党(SED)の議員だった人などが少なくなく、政権を実際に取りに当たっては、現実的な態度を示すことが多い。例えばベルリン都市州においては、2002年からSPDとの連立で政権入りをし、安定した政権に貢献している。しかし西ドイツ地域における「左の党」は、より急進的で、原理主義的な考え方をする傾向がある。そのため、「左の党」を無視して、CDU/SPDの「大連立」、またはSPD、FDP、「緑の党」の「信号連立」、あるいは政党のシンボル色を合わせればジャマイカ国旗の色となるため「ジャマイカ連立」と呼ばれるCDU、FDP、「緑の党」の連立の可能性を探る話し合いが行われているが、結論はまだ出ていない。

また今回の投票率は59.3%と極めて低かったが、2000年の選挙に続いて、投票率が60%を切っていることとなる。

参照

Spiegel im Internet

http://www.spiegel.de/thema/landtagswahl_nrw_2010/

Wahlen, Wahlrecht und Wahlsysteme – Landtagswahlen NRW 2010

¹⁵ 州および連邦では、5%阻止条項があるため、得票率が5%以下であれば、議席が取れないこととなっている。

<http://www.wahlrecht.de/news/2010/landtagswahl-nordrhein-westfalen-2010.htm>